

第68回 湘南ひらつか七夕まつり七夕飾りコンクール申込要領

1 申込区分

(1) 中心街の部

昼と夜に分けてそれぞれ審査します。夜は夜間照明又は投光器により夜景効果を施したものと対象とします。

中心街の部と地区別の部の重複申し込みはできません。

商店街が掲出する「商店街共同飾り」は対象外とします。

(2) 地区別の部

市内を4地区に区分し、地区ごとにコンクールを行います。

商店街が掲出する「商店街共同飾り」は対象外とします。



2 参加資格

(1) 市内に掲出する七夕飾り等であること。

(2) 七夕飾り等の形態が、次の各号に該当すること。

ア 竹・パイプ・ロープ等に吊るした飾り物（くす玉、吹き流し、動的飾り物等）で構成されていること。

イ 七夕飾り等装飾物掲出基準に従い、安全に十分配慮がなされていること。
掲出基準が守られていない七夕飾りは、審査対象外といたしますので御注意ください。

3 申込期間

平成30年6月11日（月曜日）から6月25日（月曜日）まで

午前8時30分～午後5時（土、日曜日を除く）

※ 必ず受付期間内にお申し込みください。

4 申込方法

申込書に御記入の上、平塚市役所 本館 2階 市民税課

216番の窓口へ、直接お申し込みください。

※ 電話やメール、郵送、Fax等での申し込みはお受けできません。

5 審査日

中心街の部 平成30年7月6日（金曜日）（荒天の場合は順延）

地区別の部 平成30年7月5日（木曜日）（荒天の場合は順延）

※ なお、地区別の部は、審査日の前日（7月4日）に市職員が掲出場所の確認に回ります。

※ 審査時の立会いは必要ございません。

★ 七夕飾りコンクール申込書につきましては、湘南ひらつか七夕まつり公式ホームページからダウンロードすることもできます。

七夕飾りコンクール申込書のダウンロード

湘南ひらつか七夕まつり公式ホームページ

URL : <http://www.tanabata-hiratsuka.com/>

★ 申込書の内容に間違いがありますと、その後の審査から表彰に至るまで様々な影響を及ぼしますので、お申し込みの際には申込書の間違い、記載漏れが無いよう十分御確認ください。

お問い合わせ先

平塚市役所 総務部 市民税課 平塚市浅間町9-1 本館 2階 216番窓口

電話0463-23-1111(代) 内線2267

湘南ひらつか七夕まつり七夕飾り等装飾物掲出基準(抜粋)

1 趣旨

七夕まつり期間中に掲出される七夕飾り等装飾物(以下「七夕飾り等」という。)の安全を確保し、道路交通と観光客の安全を図るため、道路上の七夕飾り等の掲出について基本的事項を定める。

2 七夕飾り等取付け基準

七夕飾り等の設置及び取付け等は次のとおりとする。

(1) 七夕飾り等の設置

ア 東海道本通りに設置する七夕飾り等の根方位置は歩道上とし、歩車道境界線から1.5メートル以内とする。その他歩車道の区分のある道路においては、車道境とし、歩車道の区分のない道路にあっては、道路寄りとする。

イ 竹さお及び根方と七夕飾り等を吊るロープの強度は、七夕飾り等の重量、容積等に応じて、これを十分に支えるようなものとし、取付けの安全を確保する。

ウ 交通信号機、道路標識の効用を阻害するような位置又は方法で設置しない。

(2) 七夕飾り等の取付け

ア 竹さお等に取付ける七夕飾り等の下端の地上からの高さは次のとおりとする。

(ア) 交通規制区域内の東海道本通り(明治安田生命前～見附町駐車場前)車道上での七夕飾り本体の高さは3.5メートル以上とする。飾りの下端は2.5メートル以上とする。ただし、歩車道境界線から車道1メートル以内にあっては、高さ2メートル以上とする。

(イ) 交通規制区域外の東海道本通り車道上での高さは、3.5メートル以上とする。ただし、歩車道境界線から車道1メートル以内にあっては、高さ3メートル以上とする。
なお、交通の時間規制のある区間にあっては、規制中の(ア)に準ずる。

(ウ) 交通規制区域内の道路の車道上での高さは、2.5メートル以上とし、道路端あるいは歩車道の境界線から1メートル以内は、高さ2メートル以上とする。

(エ) 交通規制区域内において、鉄骨等を用い車道上をアーチ状に渡し、七夕飾り等を飾り付ける場合は、高さ2.5メートル以上とする。

(オ) 交通規制区域外の道路の車道上での高さは、3.5メートル以上とする。ただし、歩車道境界線から車道1メートル以内にあっては、高さ3メートル以上とする。

イ 東海道本通り(東横イン前～市民プラザ前)における七夕飾り等の掲出に際しての注意事項は次のとおりとする。

(ア) アーケード上部の手すりは、構造上非常に弱いので、支線等で結束すると破損の恐れがあるため支線等は、家屋側の堅固な所にロープ(ワイヤ)等で結束する。

(イ) やぐらが高いので座屈が生じないように必ず結束する。又、飾りの重量等に応じて水平に丸太等で継ぎを入れる。

(ウ) 設置蓋について、歩行の支障にならないよう十分注意する。

ウ 七夕飾り等の大きさ・重さは、地上からの高さ、ロープ等の強度が十分確保できるものとする。

エ ロープ等の欠損の防止及び安全対策として、滑車の固定などにはロープで縛るほか、針金等で補強するなどの二重の安全対策を施すものとする。

(3) アーチの位置

ア 支柱の設置位置は、東海道本通り線上にあっては、歩道上とし、歩車道境界線から1.5メートル以内、その他の道路にあっては、道路寄りとする。

イ 構造は、通常の風雨に十分耐え得る強度とし、横断部分の下端(七夕飾り等を取付ける場合はこれを含む)の地上からの高さは、4.5メートル以上とする。

(4) 街路装飾

街路装飾は、紙、布、ビニール又はベニヤ板等簡易なものを用い、交通の妨害にならない方法で建造物を利用して行う。

(5) 七夕飾り等設置の工事期間

ア 交通規制区域内の道路を利用して行う工事及び作業は、道路使用等の許可を受け他の交通の妨げとならないよう夜間(午後9時～午前8時30分)行うものとする。

イ 上記ア以外の道路にあっても道路使用等の許可を受け他の交通の妨げとならないよう配慮して行うものとする。

3 保守・管理

設置者は、期間中は常に七夕飾り等の物件を点検し、落下、接損、ロープのたるみ等により人身事故及び交通の支障を生じないよう保守管理を行わなければならない。

この点検作業は、毎日午前9時までに必ず1回以上行い、その後は随時行うものとする。なお、風雨等で悪天候の場合には、特に点検回数を増やし、必要に応じ、七夕飾りを降ろすなどの処置を講じるものとする。

強風などにより落下の危険が想定される七夕飾り等は、七夕飾り委員会委員長の指示により強制的に降ろすことができるものとする。また、一度降ろした飾りは、来場者がいなくなる夜間か早朝に再度、掲出できるものとする。(まつり開催時間中の飾り再掲出は禁止する。)

4 消灯

七夕飾り等の夜間照明は、午後9時で消灯する。(最終日のみ午後8時)

5 補則

この基準に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、関係機関と協議し別途定める。